

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月25日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 博

岩手県教育委員会規則第3号

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

岩手県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成12年岩手県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受託者となるべき者の履歴書、<u>身分証明書及び印鑑証明書</u>（受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(6) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の履歴書、<u>身分証明書及び印鑑証明書</u>（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）並びに就任承諾書</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(信託財産管理者等の解任の請求)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人について準用する。この場合において、<u>前項第3号</u>中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。</p>	<p>(引受けの許可の申請)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 受託者となるべき者の履歴書<u>及び</u>身分証明書（受託者となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）</p> <p>(6) 信託管理人を指定する場合にあつては、信託管理人となるべき者の履歴書<u>及び</u>身分証明書（信託管理人となるべき者が法人である場合にあつては、その名称等を記載した書類）並びに就任承諾書</p> <p>(7)～(9) [略]</p> <p>(信託財産管理者等の解任の請求)</p> <p>第17条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者若しくはその相続人又は信託管理人について準用する。この場合において、<u>前項第2号</u>中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。